

専攻名 法学・政治学専攻 選抜区分 外国人特別選抜

科目名 東洋法制史 記載者氏名 _____

解答例又は出題意図

【別紙の添付又はデータによる提出の場合は、その旨を記載願います。】

① 宋代から清代にかけての刑罰体系の変遷について論じなさい。

本問は、宋代以降の諸王朝が唐の五刑を基本的に継承しつつも、清代を除き、実際に執行される刑罰はそれとは大きく異なっていたということを理解しているか否かを問う問題である。具体的には、宋においては、五刑のうち笞刑・杖刑・徒刑・流刑は、折杖法の規定により一定数の臀杖・脊杖に読み替えて執行されていたこと、金・元においても折杖法に類する読み替え規定が存在したこと、明代においては真犯死罪を除くすべての五刑を例贖に読み替えて執行していたこと、また清代では他の王朝と異なり、一部の刑罰を除いて比較的忠実に唐の五刑をそのまま執行していたこと、等に言及した上で、それぞれの刑罰制度の概略を説明することが求められている。

② 漢代から明代にかけての「令」という法典の変遷について論じなさい。

本問は、前近代中国法における「令」が、当初は副次法典としての役割を担っていたが、その後非刑罰系の基本法典としての地位を確立しつつも、後に中国社会の変化により基本法典としての「令」の役割が低下し、ついには消滅してしまうという変遷過程を理解しているか否かを問う問題である。具体的には、漢代においては「令」は「律」を修正補充する目的で出された皇帝の詔勅をまとめた詔令集として編纂され、唐代における「格」のような副次法典として機能していたが、ただ、唐代の「格」のような法を整理する機能を有していなかった（「ファイル形式の法」）ため、不必要な法規範の増大を招いてしまったこと、晋代において「令」が「律」と並ぶ基本法典の地位を確立し、「律」と「令」とで役割分担が行われるようになり、隋唐時代において完成を迎えること、しかしながら、宋代以降、急速な社会の変化によって、行政分野を「令」という基本法典によって統制することが困難になり、宋代において「令」が基本法典としての性格を喪失し、さらには明代に至って事実上「令」という法典が消滅したことを記述することが求められる。